

## 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について

平成 25 年 1 2 月  
消 防 庁 予 防 課

### 【改正概要】

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）において、消防法施行令（以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」及び令第 12 条第 1 項第 1 号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」を規定する等の見直しを行うほか、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等を制定するものである。

また、消防法施行令第 36 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件等について所要の見直しを行うものである。

### 1. 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

#### 【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）による令第 12 条第 1 項第 1 号の改正により、令別表第 1（6）項ロに掲げる避難が困難な者が多く入所する社会福祉施設には、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。

これに伴い、スプリンクラー設備の設置を要しない「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」について、延べ面積 275 ㎡未満の施設に係る規定を整備するとともに、スプリンクラー設備の設置義務に係る要件の一部となる令第 12 条第 1 項第 1 号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について、その具体的な内容を定めるものである。

また、消防法及び消防法施行令の一部改正（平成 25 年政令第 88 号）を契機に、自主表示対象機械器具等の製造業者等が届け出なければならない事項・様式を明確化するものである。

#### 【改正内容】

（1）火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造（第 12 条の 2 関係）

##### ○第 1 項第 1 号

延べ面積 275 ㎡未満の施設について、従前の延べ面積 1,000 ㎡未満の施設に係る規定を適用するものとする。ただし、延べ面積が 275 ㎡未満の施設のうち、利用者の居室が避難階のみに存するものであって、第 2 項第 2 号の要件を満たすものについては、この号ロ本文に規定する内装制限を要しないものとする。

##### ○第 2 項

延べ面積が 100 ㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

第 1 号…内装を準不燃材料等で仕上げたもの

第2号…避難が容易な構造を有する施設のうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの

(2) 介助がなければ避難できない者（第12条の3関係）

乳児及び幼児並びに令別表第1（6）項口（2）、（4）及び（5）に規定する施設に入所する者（同項口（5）に規定する施設に入所する者にあつては、同項口（5）に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（仮称。厚生労働省において制定予定。）別表第一に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
2. 認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
3. 認定調査項目6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
4. 認定調査項目6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
5. 認定調査項目8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
6. 認定調査項目8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

(3) 自主表示対象機械器具等に係る届出事項の明確化（第44条の2関係）

消防法及び消防法施行令の一部改正により自主表示対象機械器具等の種類が増えることから、自主表示対象機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、手続き面を見直すこととし、試験の結果並びに試験の実施に必要な検査内容及び検査設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とすることを規定する。

※ 試験の結果については、別記様式第9号の添付資料として提出を求める。

【施行期日】

平成27年4月1日（（3）については公布の日）

## 2. 入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定める件（案）について

### 【制定理由】

スプリンクラー設備を設置することを要しない構造として消防法施行規則の一部を改正する省令（案）による改正後の消防法施行規則第12条の2第2項第2号に規定されるもののうち、消防庁長官が定めることとされている入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定めるものである。

### 【制定内容】

#### ○入居者等の避難に要する時間の計算方法

次に掲げる時間を合算した時間

- ・入居者等が避難を開始するまでに要する時間
- ・入居者等が屋外までの避難を完了するまでに要する時間

#### ○火災発生時に確保すべき避難時間の基準

次に掲げる各条件に応じ掲げる時間

- ① 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの：4分
- ② 次の式に該当する場合：4分  
$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200 \text{ m}^3$$
- ③ 上記①及び②のすべてに該当するもの：5分
- ④ 上記①及び②のいずれにも該当しないもの：3分

【施行期日】平成27年4月1日

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表  
 ○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。ただし、専ら当該施設</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。</p>

の職員が使用することとされている居室以外の居室（次項において「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のものうち、次項第二号に定める構造を有するものにあつては、この限りでない。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

路により避難することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に

もうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

## 2

前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令第九条の規定により令別表第一(六)項ロとみなして同号の規定を適用するものを除く。）のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

路により避難することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。を設けたものであること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に

もうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

## (追加)

一 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

二 居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもので、次のイからホまでに適合するもののうち、入居者等（入居者、入所者又は宿泊者という。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないものであること。

イ 第二十三条第四項第一号二に掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

ロ 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。

ニ ロの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。



ホ 入居者等の利用に供する居室から二以上の異なった避難経路を確保していること。

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二第一項第一号ロの介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児及び幼児並びに令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及又は(5)に規定する施設に入所する者(同項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 認定調査項目(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第●号)別表第一に掲げる項目をいう。以下、この条において同じ。)三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二 認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 三 認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
- 四 認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解できない」に該当しない者
- 五 認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が

(追加)

不要」に該当しない者

六 認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

※第四十四条の二第二項について、別紙概要のとおり改正を検討中

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条の二第二項第二号の規定に基づき、入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を次のとおり定める。

平成 年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

入居者等の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定める件

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号、以下「規則」という。）第十二条の二第二項第二号の規定に基づき、入居者、入所者又は宿泊者（以下「入居者等」という。）の避難に要する時間の算定方法及び火災発生時に確保すべき避難時間の基準を定めるものとする。

第二 入居者等の避難に要する時間の算定方法

入居者等の避難に要する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間を合算した時間とする。

一 入居者等が避難を開始するまでに要する時間 施設の延べ面積（単位  $m^2$ ）の平方根を三十で除して得た値（単位 分）

二 入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間

(一) 入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間 各居室からの避難経路上の移動距離を次のイからハまでに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間

イ 介助者の移動速度（階段上り） 分速五十四メートル

ロ 介助者の移動速度（階段下り） 分速七十二メートル

ハ 介助者の移動速度（階段以外における移動） 分速百二十メートル

(二) 介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間 介助用具等が必要な入居者等の数（二に満たない場合は二とする。）に〇・五（単位 分）を乗じて得た時間を合算した時間

(三) 入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間 各居室からの避難経路上の移動距離を介

助された入居者等の移動速度（分速三十メートル）で除して得た時間を合算した時間

### 第三 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次の各号に掲げる条件に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

一 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。）でしたもの（第三号に掲げるものを除く。） 四分

二 次の式に当てはまるもの（次号に掲げるものを除く。） 四分

$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200 \text{ m}^3$$

三 前二号のいずれにも該当するもの 五分

四 一又は二のいずれにも該当しないもの 三分

附 則

この告示は平成 年 月 日から施行する。